



福島医発第1705号(地)

平成26年 9月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

セアカゴケグモ抗毒素について

標記の件につきまして、別紙の通り、厚生労働省健康局結核感染症課より都道府県衛生主管部(局)宛てに事務連絡がなされた旨、日本医師会および福岡県保健医療介護部より通知がありました。

平成25年度よりセアカゴケグモの咬傷の発生頻度や抗毒素治療に関する調査および臨床研究を目的として、厚生労働科学研究費補助金研究事業(新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業)「抗毒素の品質管理及び抗毒素を使用した治療法に関する研究」(研究代表者 一二三亭)を実施しており、本研究班は有効期限が平成27年8月末までのセアカゴケグモ抗毒素(以下「抗毒素」という。)を保管しています。

一方、現在国内で保管されている抗毒素の有効期限は平成26年8月末までであり、また、新たな抗毒素を輸入することが困難な状況となっております。

本件は、このような状況に対応するため、主治医が患者の症状を診察した結果、対処療法ではその症状の改善が見込めないと判断した場合、本研究班の研究代表者と主治医が相談のうえ、研究代表者から患者に対して研究班が保管している抗毒素を遠隔処方できるとするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方お願いいたします。

なお、当該抗毒素の投与を行う場合においては、本投与が臨床研究の一環として行われるものであり、また、主治医は研究協力者として研究班への参加が必要となりますのでご留意ください。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ133)

平成26年9月10日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

セアカゴケグモ抗毒素について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課より都道府県衛生主管部(局)宛に別添の事務連絡がなされました。

厚生労働科学研究費補助金研究事業(新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業)「抗毒素の品質管理及び抗毒素を使用した治療法に関する研究」(研究代表者 一二三亭)においては、平成25年度から、セアカゴケグモの咬傷の発生頻度や抗毒素治療に関する調査及び臨床研究を実施しています。

本事務連絡は、同研究班において抗毒素を用いた臨床研究が実施されており、現在国内において抗毒素が入手困難である状況から、主治医が患者の症状を診察した結果、対症療法ではその症状の改善が見込めないと判断した場合、本研究班の研究代表者と主治医が相談したうえで、研究代表者から患者に対して研究班が保管している抗毒素を遠隔処方することができるとするものであります。

なお、当該抗毒素の投与は臨床研究の一環として行われるものであり、さらに、主治医は研究協力者として研究班に参加する必要があることにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



26医指第2077号

平成26年9月11日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



セアカゴケグモ抗毒素について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省健康局結核感染症課から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

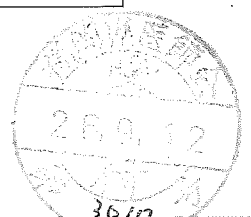
【担当】

医療指導係 長田

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

各医師会通知



事 務 連 絡

平成26年8月28日

都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

セアカゴケグモ抗毒素について

日本国内におけるセアカゴケグモ対策につきましては、日頃から多大なる御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成7年11月に大阪府において、オーストラリア原産のセアカゴケグモが発見されました。その後、セアカゴケグモは、日本各地に棲息地域を広げております。このような状況に鑑み、平成25年度からその咬傷の発生頻度や抗毒素治療に関する調査及び臨床研究を目的として、厚生労働科学研究費補助金研究事業（新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業）「抗毒素の品質管理及び抗毒素を使用した治療法に関する研究」（研究代表者 一二三亨）を実施しております。

セアカゴケグモに咬まれると、咬まれた部位に軽い痛みを感じたり、熱感や搔痒感を伴う場合があることが報告されています。また、全身症状を呈する症例では、吐き気、腹痛、発熱、不眠症、めまい、頭痛、全身の発疹などが認められる場合があります。これまで、これらの症状の治療の一つとして、オーストラリアを拠点とするCSL社により製剤化されたセアカゴケグモ抗毒素（以下「抗毒素」という。）を医師が個人輸入し、セアカゴケグモに咬まれた者（以下「患者」という。）に投与する場合があります。一方、現在、国内で保有されている抗毒素の有効期限は平成26年8月末までであり、また、オーストラリアから新たな抗毒素を輸入することも困難な状況となっております。

このような状況への対応として、本研究班では、抗毒素を用いた臨床研究を実施しており、有効期限が平成27年8月末までの抗毒素を保管しております。このため主治医が患者の症状を診察した結果、対症療法ではその症状の改善が見込めないと判断した場合、本研究班の研究代表者である一二三医師と主治医が相談した上で、一二三医師から患者に対して当該抗毒素を遠隔処方することができますので、必要に応じて、主治医から以下の連絡先まで御連絡ください。

抗毒素の投与に当たっては、臨床研究の一環として実施する必要があります

ので、研究協力者として本研究班に参加していただく必要があります。ついては、主治医においては、「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinsyo/dl/shishin.pdf>）を御一読いただくとともに、本研究班に研究協力者として参加するための手続について、一二三医師の指示に従ってください。

貴部（局）におかれましては、本事務連絡の趣旨を御了知いただくとともに、貴管下の関係医療機関宛てに周知いただきますようお願いいたします。

また、平成27年9月以降の対応については、本研究班において御検討いただいておりますので、結果がまとまった際には改めて情報提供いたします。

【抗毒素の投与が必要な場合の連絡先】

香川大学医学部附属病院

研究代表者 一二三亨医師

（電話・代表）090-8349-9242

【本事務連絡に関する問合せ先】

厚生労働省健康局結核感染症課予防接種室

（担当・内線）滝（2907）、福田（2374）

（電話・代表）03-5253-1111

以上